

2019年度 新潟法律大学校 「学校関係者評価会議」報告書

1. 学校関係者評価の実施について

この「学校関係者評価」は、学校教育法第42条・43条、及び学校教育法施行規則第66条・67条に基づき、2020年3月に作成した、2019年度「学校自己点検・評価報告書」の各項目に対して、保護者、地域住民、関連企業・団体からなる「学校関係者評価委員会」において、各委員の知見をいかして更なる評価をしていただき、その評価結果を学校運営の改善に生かしていくことが目的となる。

各評価委員には、「学校自己点検・評価報告書」をもとに改善事項等の意見を聴取し、より実践的な教育活動に生かしていくこととする。

2. 学校関係者評価委員一覧表

評価委員	所属	役職	出欠	備考
松岡 弘樹	日本リーガル司法書士法人	司法書士	○	
金子 康輔	新潟駅前親和会	副会長	○	
嶋田 孝弘	法学部併修学科 保護者	司法書士	○	

当校からは荒木（学校長）、久代（副校長）、有馬（教務部長）、小林（主任）、夏野（専任講師）が参加した。

3. 委員会次第（概要）

◇実施日時 2020年3月12日（木） 15:00～16:00

◇実施場所 新潟法律大学校 401教室

(1) 学校長あいさつ

(2) 学校自己点検・評価に関する改善討議

・新潟法律大学校の基本情報説明

・学校自己点検・評価報告書を説明

①建学精神・教育理念・教育目標 ④教育目標の達成度と教育効果 ⑦管理運営

②教育内容 ⑤学生支援 ⑧財務

③教育実施体制 ⑥社会的活動 ⑨法令遵守

(以上の項目に関する意見・指導をいただいた)

4. 各項目に対する主な指摘事項

① 学校情報についての指摘事項

・(嶋田委員) 課外活動の意義を振り返ると、とりわけ海外研修の意義が大きく、直接目で見てきたことは大きいと感じた。

・(松岡委員) 法律業界の人は真面目だが、人付き合いが得意でない方が多いと感じている。しかし業務内容は人を相手にした接客業になるので、明るくトークを続けられるようなコミュニ

ケーション能力を磨くと良いだろう。

- ・(松岡委員) 学生の受け入れに関しては、インターンシップの形で仕事の体験をして頂く機会があれば対応したい。
- ・(金子委員) 学生の地域へのかかわり方として、法律の専門的知識を生かした活動ということよりも、「この地域の一員としての意識」をまず持ってほしい。ルールを守る、時間を守る、といった基礎土台があってから専門的知識の問題に入る。

② 学校自己点検・評価項目についての指摘事項

- ・(金子委員) 地震に伴う津波など緊急の災害時に避難場所として校舎を解放するなど、地域貢献の一環として何らかの準備はあるか。
(学校長・副校長) 緊急時に対応はもちろん、対応させて頂くつもりである。

※以上の他は特に指摘事項はなかった。